



Title	猿投神社本『帝範』訓詁考：『玉篇』との関係に於て
Author(s)	小島, 憲之
Citation	語文. 1974, 32, p. 3-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68618
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

猿投神社本『帝範』訓詁考

—『玉篇』との関係に於て—

小島憲之

最近私は、梁顧野王撰の小学、所謂原本系古本系の『玉篇』が、訓詁のために、上代人によく利用された事を、日本書紀・万葉集・令集解などを通じて、それぞれの一部分について少しづつ考証を行なつた。恐らく暇をみては、同じ方法を続けることであらうが、その目的とするところは、わが国の学問史であり、「訓詁学史」である。せめて、「上代訓詁学史」(この場合の「上代」は平安末期までをさす)といつたものに発展するならば幸である。しかし私の日はすでに昏れかけてゐる。

『玉篇』(増補重修の『大広益会玉篇』を指さない)は、今日残卷しか残らない。そのため少しでも多くの『玉篇』の本文を発掘するには、「玉篇」「玉篇云」「玉篇曰」とか、「(顧)野王」など、その佚文を、数多くの文献から抽出し、もとの『玉篇』の本文を推定する必要がある。岡井慎吾・馬淵和夫氏作製の不朽の佚文集成があるにも拘はらず、後者に、『玉篇佚文補正』(油印本)あり、内的推定方法からみれば、もはや満足しかねる現状である。周知の如く、『篆隸万象名義』(略称『万象名義』)は、その抄出された訓詁の結

果より逆に、『玉篇』の本文が推定される場合が多い。また『一切経音義』(慧琳本)の、『玉篇』の指摘をみない部分にも、甚だ多くの佚文が推定される—但しその反切の大部分を除く。特に『玉篇』と『一切経音義』の引用書の一一致する部分は、その推定の一つの方法を暗示する。またたとへば、『令集解』の訓詁の殆んどは、『玉篇』の標示がなくてもその引用によることが推定できる。日本紀講書の結果を示す「古訓」の類も、むしろ『玉篇』を利用した形跡がみられ、また万葉集の訓詁上むづかしい本文も、『玉篇』及びその推定本文によれば予想外に簡単に解決できる(拙稿、注1)。

これらに關して、『玉篇』の推定本文を指摘し、上代人の披覧したままの完本『玉篇』の本文に一步一歩と進まねばならない。しかしその道は甚だ遠く、幾年月もかかるであらう。やはり一字一字解決してゆくよりほかはない。本稿は、紙幅の関係上、猿投神社所蔵『帝範』を例にして、『玉篇』の本文を掘り上げようとする。このために、反切を注する訓詁を抽出する。猿投本は、鎌倉時代の書写、卷子本。朱墨の古訓点が施してあるが、遺憾ながら残るは上巻のみ。テキストは、猿投影印叢刊のコロタイプ版により、更に成寶堂叢書本(狩谷望之の朱・藍の校合書入の複製)を参考にする。

也。

とみえる。この文字は、『玉篇』やその佚文にも残らない。しかし令集解に、「漢、音胡光反」(卷三)、職員令「裝漢」とみえ、恐らくこの反切は、『玉篇』によるものと推定される。万象名義に、猿投本と同じく「後光反」とみえるのは、何れも採用することができるのである。万象名義に、「池也、積水也」とみえることから溯つて、もとの『玉篇』の本文は、

後光一反。説文、漢 積水池也。

などと推定される。しかし(3)の漢書天文志の例は、『玉篇』に存在してゐたか否か、よくわからない。

次に、「偏鑑慈愛」の「鐘」について、その訓詁に、

(5)「鐘」一燭恭反。取也(序)

とある。この「鐘」は、「鍾」(成寶堂本)に同じ。「鐘」と「鍾」の通用は、日本書紀や万葉集の写本間に例をみる—敦煌本「唐人選唐詩」(P2487)にみえる「鐘」をすべて「鍾」に作るのもその一例。」の字は、『玉篇』に残らないが、佚文として、六波羅蜜經訛文の、

上玉、之庸反。杜預曰、鍾、取也…野王案、説文、酒器也、以

樂器之鍾字。(「鍾念」)

を挙げることができる。「杜預曰」云々は、『玉篇』に、「昭公二八年左氏傳、八年」

鍾、美於是國、杜預曰、鍾、聚也」とあつたものと推定できる。この訛文や猿投本(5)の「取也」は、「聚也」の誤、成寶堂本にみえる藍

の校合本文(菅原家本系)の「聚」が正しい。現に『玉篇』の抄出本である万象名義にも、「之庸反。酒器也、聚也」とみえる。なほ猿投本の左傍訓「トル」は、「取也」を訓じたもので、これは誤訓。

『玉篇』の反切の部分は、「之庸・燭恭」一反」とあつたものと推定され、ここに全体として「鍾」に関する『玉篇』の文本の一部が推定される。結局、猿投本(5)の注も、『玉篇』によるものと云へる。

なほ「鍾」即ち「鍾」を「アタル」と訓むことについては、神田博士の『日本書紀古訓攷証』に詳しい。但しこの猿投本の左傍訓「鍾」(成寶堂本も同様)は、この際は適切ではなく、ここは「アツム」(「聚」)と訓むべきである。神代紀(下)の「特鍾(機愛)」の篇(「鍾」(「鐘」)について、「書紀集解」が杜預注を引き、「アツメテ」(左傍訓)と訓む場合に当る—古典大系本の頭注に、説文通訓定聲の「為叢」を引くのは、一步後退である。以上、問題の一例を残して(後述)、帝範序は終る。

君体篇には、反切の訓詁がない。次の建親篇「七国受鉄鍼」(災)の「鉄鍼」の訓詁に、

(6)公羊伝曰、不_レ忍_レ加_ニ之鉄鍼、又斬_ニ之罪也。鉄、鍼也、質也。

説文曰、芒鍼也。鉄、方子反(「鉄」)

とみえる。「鉄」は『玉篇』に残らないが、六波羅蜜經訛文の『玉篇』佚文に、

上玉、方子反。(方)禹一反。(春秋)

公羊伝、不_レ忍_レ加_ニ之鉄質、何休曰、斬腰之罪也。(王記)、諸侯賜_ニ鉄鍼、然後殺。又曰、軍旅鉄鍼、先

王所_ニ以_レ節_ニ怒也。蒼頡篇、鉄、權也、質也。

とみえる。この佚文に更に猿投本引用の説文の記事を加へたものが、『玉篇』の本文と推定できる。なほ「説文曰、芒鍼也」は、現在流布の宋本説文に「鉄、研莖刀也」とみえ、「芒」は「莖」(まぐさ、わらの類)の誤かも知れない—但し曾忠華氏の『玉篇零卷引説文考』に指摘しない。もしさうとすれば、説文の「鉄」は、草刈りの刃

物をさす。何れにしても、猿投本の訓詁は、『玉篇』による。

次に「鉄」については、

(7) 鉄（「鉄」に誤る。成寶堂本による）、禹月反。斧也。

とみえる。これも六波羅蜜經积文に、

上玉、禹月反。蒼韻蒼篇、鉄、斧也（「鉄斧」）

とみえ、猿投本の「鉄」の訓詁も、「鉄」と同じく『玉篇』による

ことがわかる。なほ『玉篇』には、更に多くの記事があつたこと、

一切経音義の佚文にみえる。その記事を要約して『玉篇』の推定文

を作れば、凡そ左の如し。

*尚書、王左杖_三黃鉄_一、孔安國曰、鉄以_三黃金_一飾_レ斧也。野王案、古

者用_レ鉄以_レ殺_レ人也。司馬法、夏執_三玄鉄_一、殷執_三白鉄_一、周杖_三黃鉄_一是也。説文、鉄、大斧也、王者以_レ賜_レ大司馬、以_レ斬_レ持節將_一也。

なほ尚明注『三教指帰』（卷四）の「奪紀之鉄」の注に、『玉篇』云、

鉄、千月反。斧也、亦作_レ戊_一とみえることは、もとの反切として、

「禹月・千月」反とあつたものと推定される。

*禹月・千月反とあつたものと推定される。

次に同じ建親篇、「使_レ輕重相_レ鎮_一」の「鎮」の訓詁に、

(8) 知陳反。安也、重也、正也、壓也。

とみえる（注4）。万象名義の「知觀反。安也、壓也、重也、止也」

より推して、『玉篇』による。なほ『玉篇』の佚文は残らないが、

原本には、「知觀・知陳」反。楚辭、覽民尤以自鎮、王逸曰、鎮、止也。説

文、鎮、压也。廣雅、安也（注5）。又曰、鎮、重也。

などとあつたものと推定される。

次に「無_レ猜忌之心」の「猜」に対して、

(9) 采才反。疑也、懼也、恨也。

とみえる——成寶堂本、「采」を「承」に作る。これも万象名義に、「千才反。疑也、懼也、恨也」とみえ、(9)も『玉篇』によることがわかる。試みに『玉篇』の本文を推定すれば、

千才・采才二反。左氏伝、寡君猜焉、杜預曰、猜、疑也。方言、

猜、恨也。廣雅、猜、懼也。

となる。

次に、「括_レ蒼昊_一以_レ体_レ心」の「括」について、

(10) 古奪反。結也、約束也、塞也。

とみえる。この「括」も『玉篇』に残らない。しかし『积日本紀』

引用の、

私記曰、古奪反。上經坤、周易、括囊无咎、王弼曰、括、否閉也。山海

經注曰、括猶繫縛之也（卷十三「括出」）

が『玉篇』により、また万象名義に、「古奪反。否閉也、結也、至

塞也、約束也」とみえることから、猿投本(10)の本文も、『玉篇』に

よることがわかる。『玉篇』の本文推定の態度方法については拙著

に譲る（注6）。

次に求賢篇に移る。まづ「搜_レ揚_レ仄陋」の「仄」の訓詁に、

(11) 尚書舜典曰、虞舜仄微、孔安國曰、側、々陋也。莊棘反。

とみえる。「仄」（舜典）（「側」に同じ）は、『玉篇』に、

莊棘反。尚書、虞舜及微、王肅曰、仄、陋也；廣雅、仄、陋也；

とみえ、(11)の訓詁は『玉篇』による。但し、「孔安國」は「王肅」が

正しい。また通行本『尚書』には、「仄」即ち「側」の注はない。

因みに、「仄」に同じ「側」は、『玉篇佚文補正』にもみえないが、

六波羅蜜經积文の『玉篇』佚文に、

玉、須棘反。毛詩箋云、側、旁也。又曰、側、望涯也。又曰、側、

傾也。尚書安國曰、側媚、諂諛之人也。儀礼鄭玄曰、側猶持也。

又曰、側猶獨也（側）。

とある。参考として掲げる。

同じ求賢篇に、「不以辱而不尊」の「辱」の訓詁として、

〔12〕而束反。辱也。汙也。惡也。

とみえる。この字も『玉篇』に残らないが、万象名義に、「如辱反。

（辱也）、辱汙也、惡也」とみえる。この反切「如辱反」は誤記かも知れない

が、一応そのままとみれば、『玉篇』には、その反切に、「而束・如辱・反」とあり、更に一切經音義（「挫辱」）を参考にすれば、「國

語・賈逵曰、辱、恥也。廣雅、辱、惡也」などとあつたものと推定

される。但し国語賈注は現存せず、その本文のどこに当るのか未詳

〔13〕魯語（下）「三婦之辱、共先者祀」（韋昭注「辱、自屈辱」とみ

え、この部分の注か）。また「汙也」の出典も未詳であるが、右の

〔12〕の訓詁が『玉篇』に基づくことは疑ひがない。

〔14〕次に「必仮橈機之功」の「橈」及び「機」の訓詁がみえる。ま

づ「橈」について、

〔13〕如盟反。小橈也。方言、機謂之橈也。

とある。「如盟反」は、成篇堂本及び万象名義の反切に「如紹反」

とみえ、『玉篇』には「の反切があつたものと推定される。「小橈

也」は、恐らく楚辞（九歌、湘君）の王逸注「橈、船小橈也」によ

るものであらう。しかし、万象名義には「曲木末也、橈也」とみえ、

抄出した訓詁が全然違ふ。しかしこれは、万象名義がもの『玉篇』

の詳しい記事の一部分を抄出し、また猿投本〔13〕が『玉篇』の他の部

分を抄出したために、たまたま相互の訓詁に差を生じたものであら

う。猿投本の例はやはり『玉篇』の一部であつたと思はれる。

「橈」「楫」に同じ）については、

〔14〕辞立反。所以推船也。黃帝刺木為楫也。

とみえる。「所以推船也」は、野王案の部分か、もしくは「毛詩、

桧楫松舟 伝曰、楫、所以櫂舟也」による。また「黃帝」云々は、

周易（擊辭下）の引用である。万象名義に見あたらない。但し覚明

注「三教指帰」（卷一）「橈櫂」の『玉篇』佚文として、「即業反。

舟楫也」がみえる——これに統く「枳名云、使舟捷疾也」も佚文の

部分か。——これも「橈」の場合と同じく、『玉篇』の記事を、それ

ぞれ猿投本〔14〕と覚明注とが別々の部分を採用したものとみてよから

う。確証を欠くが。

次に審官篇に移る。まず「短者以爲櫂橈」の「櫂」「橈」につ

いて、それぞれ、

〔15〕「橈」—古学反。橈也、櫂也。

〔16〕「櫂」—居蒙反。爾雅、櫂謂之杙也、大者謂之櫂也。杙、

椽木、施地所繫牛馬（異体字はすべて改める。訓点も私見

による）

とみえる。まず「櫂」については、万象名義に「古学反。橈也」と

みえるのは、猿投本〔15〕の注が『玉篇』によることを推定させる。空

海は、「櫂也」の部分を省略したものである。『玉篇』には、「櫂也」

の出典を說文もしくは爾雅（枳宮）に、また「櫂也」は、〔左氏伝、

刻桓宮橈、杜預曰、橈、櫂也」の出典を示したものであらう。な

ほ万象名義の「櫂」に、「所龜反。橈也、櫂也」とみえる。次に〔16〕

「櫂」については、万象名義や『玉篇』及びその佚文に残らない。

しかし万象名義の「櫂」の訓詁に、「作杙（也）、擊牛也」とみえ

ることは、猿投本「櫂」が『玉篇』によると云ふ傍証になる。「所

繫牛馬（成算堂本「馬」なし）云々は、恐らく『玉篇』の、

周礼（牛人）以授職人而芻之、鄭玄曰、可ニ以繫牛。

を引用した野王案の分ではないかと思はれる。

同じ審官篇に、「牛之鼎」の一文がある。その「涵」について、

〔17〕下陷反。字書、涵、没也。

とみえる。「涵」は『玉篇』に残らない。が、その異体字について、

今亦為三涵字、字書以ニ涵、音下略（原文は「土」「夕」「皿」を

並べた如き字、意改）反、没沈也、以ニ含容之涵ニ為函字、在ニ」

部。とみえ、猿投本〔17〕の訓詁が『玉篇』によることが推定できる。万象

名義にも、「下陷反。没（也）」とみえる。

納諫篇には、まづ「虧、聰阻、明」の「虧」について、

〔18〕去為反。欠也、毀也、壞也、損也。

とみえる「壞」は成算堂本による（原文「壞」）。これは『玉篇』

に、「虧、聰阻、明」の「虧」について、

〔19〕去為反。欠也、毀也、壞也、損也…。

東南何虧、王逸曰、虧、欠也。爾雅、虧、毀也。說文、氣損也…。

とみえ、猿投本〔18〕の訓詁は『玉篇』によることが証明される。

次に「忠者瀝ニ其心」の「瀝」について、

〔20〕理激反。蒼頡篇、瀝、瀉也、水不滴瀝也。野王安（案）、時賜余瀝

是也、瀉、流也。

とみえ、「野王案」とある以上、『玉篇』によることは明らかである。

「瀝」は、欽明紀三年の条の古訓にも、「瀝ニ胆抽腸」とみえ、

シタラスの意。下一段活用の動詞シタツの連用形がシタテである。

『玉篇』には、「瀝」の異体字「瀉」について、
草根ニ字指曰、食ニ根曰、食ニ節曰、賊。或ニ為蟲字。

理激反…蒼頡篇、瀝タ瀉也。說文…水下滴瀝也。野王案、史記、
時賜余瀝ニ是也。

とみえる。猿投本の反切「理激反」は「一つの反切の一つではなく、
△理激反」の誤記—万象名義にも「里激反」とみえる。また「瀝、
△瀉」の「瀝」は、「瀝」の草体の誤であらう。現に『玉篇』の

「瀝」について、「字書亦瀉字也」とみえ、また「瀝」について、
「野王案、瀉猶瀝也」としるす。

次に去讐篇に移る。國之盜賊也の「盜」について、

〔20〕詩小雅大田曰、盜賊無眚、毛公曰、食ニ根曰、盜、食ニ節曰、賊。

と注する。この字の訓詁は、六波羅密經釋文に、『玉篇』佚文とし

て、
莫侯反。說文、𧈧、虫食草根也。或ニ蟲字。

をあげる。また政事要略（卷六〇）引用、戸婚律の「𧈧」に、

〔莫侯反〕毛公曰、蟲食根曰、𧈧。或作蟲字…字指曰…食ニ根曰、𧈧、
食ニ節曰、賊。

とみえるのも、政事要略の訓詁の、『玉篇』佚文の指摘のない部分も

それと推定できる事実から考へて、ここも『玉篇』の本文と判定で

きる。但し猿投本引用の出典が「毛詩」とあるにも拘はらず、政事

要略の引用は、佚書『字指』とあり、そこに出典書名に差がある。

また六波羅密經釋文の佚文には、類似文の出典を『說文』とするな

ど必ずしも出典は一致しない。しかし反切「莫侯反」がすべてに共

通することから考へて、『玉篇』には、

〔莫侯反〕毛詩、及ニ其蟲賊、傳曰、食ニ根曰、𧈧。說文、𧈧、虫食

などとあつたと推定される。何れにしても、猿投本の訓詁は『玉篇』を参考にしたことが明らかである。

以上で上巻終了、即ち猿投本はここで終る。前述の二十条の反切を有する訓詁は、「野王案」を含む「瀝」を始めとして、何れも「玉篇」を参考にしたものと推定できる。ただ一例として、「皇天^天」命、歷數在^躬躬、安可^可以^以瀝握^瀝靈^靈圖^圖」の点線に当る部分に、「余廉反^{余廉反}」、進也^{進也}とみえるが、これほどの文字の訓詁が不明。「瀝」^瀝などが多少の候補にも上るが、恐らく誤字があり、後考を待つ(注7)。なほ猿投本の本文の傍に附した反切の例が十数例みえる。その中に、

「繹」—左「力追反」 「維」—左「思列反」

を始めとして、その数例が「玉篇」(佚文、万象名義など)の反切に一致するが、他の反切は一致しない。これは、猿投本の書写者(或は猿投本系の伝写間の某人)の書入であり、その反切は、原本の帝範注にはなく、『玉篇』によらないものと断定してよからう。

三

前述の如く、猿投本は上巻のみ。以下、成寶堂本『帝範』(下巻)について、簡単に見通しをつけて置かう。まづ「誠盈篇」、

(一)「僕」—渠儼反。尚書^{周官}、恭儉惟德。野王案^僕、約也、不^不奢^奢也、論語曰、礼与^其奢^也寧儉是也。國語曰、器无^形彫鑄^鑄、

儉也。広雅、儉、少也(夫君者、儉以養^性性)

は、「野王案」とある下巻の唯一の例である。一切經音義(卷三)にも、「玉篇」の佚文として、

渠儼反。顧野王曰、儉、約也。広雅、少也(廉儉)

を挙げる。今集解(考課令卷二)にみえる、「広雅、儉、少也。音居險反」も、「玉篇」によることは明らかであり、「玉篇」の反切は、

*「渠儼・居險」反であると推定できる。

(二)「緹」—他礼反。鄭玄曰、緹色也。説文、帛赤黃也(「衣^{緹繡}」)

これは、「玉篇」に、
(地官章)

他礼反。周礼、赤緹用^羊、鄭玄曰、緹色也。説文、帛赤黃色也。

とみえ、(二)も「玉篇」による。なほ(二)の「赤黃也」は菅原系の藍色書入を参考にすれば、「玉篇」と同じく、「赤黃色也」となり、帝範注の原文はむしろこれとみなすべきであらう。

(三)「繹」—思又反。考工記曰、画絵之事、五采備(三字藍色書入による)謂^之繹也(「衣^{緹繡}」)

これも「玉篇」の、
(周禮)

思又反。考工記、画絵之事、五采備謂^之繹。野王案、尚書[…]。

によることがわかる。次に農業篇に、

(四)「堅」—堅、柯田反。固也、強也、長也[…](「棄^棄堅」)

とみえる—「長也」に統く部分は「玉篇」ではない。この字は

「玉篇」に残らないが、万象名義(臥部)に同文^{がみえ}、これも「玉篇」による。なほ「固也」は爾雅に、更に「強也」及び「長也」は

広雅の引用であらう。次に同じ篇に、

田^田「螟」—亡^亡丁反。虫食^{苗心}曰、螟(「秋螟」)

とみえる。これは、六波羅蜜經訖文の「玉篇」佚文の、

亡^亡下反。毛詩伝曰、食^{苗心}曰、螟。爾雅、郭璞曰[…](「螟蛉」)によつて、「玉篇」の引用であることがわかる。因みに、政事要略

(卷六十)引用の、「螟亡^丁食^{苗心}曰、螟。爾雅曰[…]」も、「玉篇」

による。

次に、「稽」軌の「稽」(藍色書入による)について、

(六)「稽」（タツ）—徒頬反。爾雅、懼也。郭璞曰、即據也。

とみえる。『玉篇』の「稽」の字について、

声類、稽、諸也。亦与^ニ齧字同、在^ニ心部。稽、音徒頬反。

とみえ、更に万象名義「稽」に、「徒頬反。懼也」とみえることは、
内が『玉篇』によることを明らかに示す。また爾雅郭注の「即據也」

の「据」を「稽」かと推定した符谷望之の説は正しい。なほ『玉篇』

佚文として六波羅蜜經积文の「懼」に、「渠句反。說文、懼即恐。方言、懼、病也。懼、驚也」とある。因みに、日本書紀に、オヅ系

文字、たとへば

懼。懼不敢敵（神武即位前紀、オヂテ）

稽焉失^ニ志（神功撫政前紀、オヂテ）

盜賊恐懼（皇極紀元年、オヂヒシゲテ）

などがみえるが、右の『玉篇』の訓詁によつて、その古訓の正しさ

が確証できる—皇極紀の「恐懼」は、オヂテと訓んでもよい—。

次に崇文篇の「竿」について、

(七)「竿」（竹器）—公干反。毛詩曰、簷々行竿（底本「干」、藍書入による）。

爾雅、竿謂之絕。郭璞曰、懸衣架也（吳竿）

とみえる。『玉篇』に残らないが、万象名義に、「公干反。懸衣架
(也)、挺也、羅也」とみえることより推して、(七)も『玉篇』による
ことがわかる—その反切は、「公干・公安」反、「挺也」は説文の
引用かと思はれる—。

以上、『帝範』下巻にみえる七条の訓詁を終へる。野王案を引用
する(一)の「僕」以外の例も、『玉篇』の標記なくとも、それによる

ことがわかる。全体として、『帝範』にみえる反切を有する訓詁は、『玉篇』を参考にしたものと推定できる。

『帝範』については、旧唐書經籍志(卷四七)に、

帝範四卷賈行注 (新唐書芸文志、太宗帝範四卷、賈行注)

とみえ、更に敬宗本紀(宝曆二年八二六の条)には、韋公肅注の記

事のみえる。しかし唐代の二注は、宋代に早くも失はれ、現行本は、清朝乾隆帝の武英殿聚珍版、その注は元人撰かといふ。何れにしても、唐人注の『帝範』は、残らないとみるべきであらう。わが国の旧刊本について、『日本訪書志』に、

其注文簡要、不注姓名、亦不詳為賈為^ニ韋。但以^ニ正文考之、

則當^ニ是太宗原本(卷五、史部)

と述べる。これによれば、成算堂本、その底本である旧刊本、更に

は猿投本のテキストの価値は、甚だ大となる。藤原佐世撰の『日本

國見在書目録』に、「帝範一卷 帝範贊」(雜家)とみえること

は、平安朝伝來の原本系『帝範』が、猿投本(上巻のみ残る)や成

算堂文庫本にみる如く、上・下二巻であつた推定できる。前述の

『日本訪書志』の説にみる如く、これが原本系に当るとすれば、そ

の注は賈行注(或は韋公肅注)などの唐人注かとみられる。しかし

猿投本などにみる如く、もしこれが唐人注とするならば、反切を有

する玉篇の訓詁が果して唐人に必要であつたか、疑問が残る。勿論、

『文選』李善注の如く、『玉篇』などの孫引きと思はれる小学の注

を附する部分も推定できるが—これについては後日を期す—、『帝

範』にむしろ親切すぎる反切などの注が果して賈行注に存在したか

どうか。『帝範』と並ぶ『臣軌』にも、かかる親切な注は存在しな

たか。即ちこの部分を除いた注がむしろ失はれた唐人注の一的部分であつたかとも思はれる。具平親王撰の『弘決外典鈔』にも、反切を含む玉篇的訓詁の部分がかなり多くみえることは、当時の平安人の訓詁的方法の一つといへる。『帝範』注もこれと同様に考へても然るべきではなからうか。『帝範』の玉篇的訓詁の部分が平安人撰の

注とみることは、やはり試案に過ぎないが、もしこれがかりに正しいとすれば、ここにも平安人の『玉篇』利用の一端を知ることができる。しかし唐人注の一部分とすれば、唐代に於ても『玉篇』利用のことが覗はれる。何れにしても、『玉篇』の残字は、諸書に残存し、その発掘には、将来の努力を待たねばならない。本稿はその一つの試みである。(四八、十一、一〇)

注1 「万葉用字考証実例」—原本系『玉篇』との関聯に於て—

(『万葉集研究』第一・三集所収) 参照。

注2 一切經音義(卷三)「叨沐」の、「孔注尚書云、叨、貪也」

を参考にしたもの。

注3 一切經音義の例は、卷四八「攘甲」の注による。『玉篇』

の指摘はないが、これもその佚文と推定できる一例。

注4 成算堂本に、「安」を「安危」、「壓」を「厭去」に作る。

注5 なほ「安也」に関して、『玉篇』(甘部)の「厭」(「壓」)の異体字の訓詁によれば、「方言、厭、安也、郭璞曰、足則安也」

とみえる。

注6 『国風暗黒時代の文学』(第二篇第二章)「上代に於ける訓詁の一面」参照。

注7 この訓詁に近いものとして、「余手反…進也」(「誘」)などがあげられるが、この「誘」に近い文字はこの附近の本文に見当らない。

(補)『撫囊抄』(卷八)に、帝範の記事を引き「搏ハ補落反、手擊ト註セリ」と云ふ。現存本の『帝範』に未見。万象名義の注から推定して、これも『玉篇』による。

昭和四八年度文部省科学研究費補助による総合研究「未開拓漢字資料の研究」の一部である。(大阪市立大学教授)